

戸田市商工会創業支援事業補助金のご案内

～あなたの新しい一步を、戸田市商工会が応援します～

戸田市商工会では、地域経済の活性化や雇用の創出を目指し、市内で新たに創業・事業承継する方に対して必要な経費の一部を補助します。

■補助対象者

●新規創業者

令和6年4月1日～令和8年10月31日に戸田市内で創業した方(または新規創業者)で、戸田市の特定創業支援等事業(※1)より戸田市の認定を受けた方。

●事業承継者(市内で事業承継を行う譲受側、3等以内の親族内承継は対象外)

令和6年4月1日～令和9年1月29日までに事業承継手続が完了し、事業開始ができる方

(※1)特定創業等支援事業とは

戸田市の創業支援等事業計画に基づき実施。1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に行う支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を習得した方に戸田市より認定証を発行しています。

【以下の場合は補助対象者となりません】

- ・市税の滞納がある者
- ・すでに個人事業を営んでいる者が法人設立(法人成り)する場合
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む場合
- ・その他商工会長が適切でないと認めるとき(事業計画書に基づき審査があります。)

■補助内容

補助率:1/2(補助上限20万円)※補助金の交付は1事業者1回限り

補助対象経費:賃借料、広告宣伝費、印刷製本費、委託料(HP作成等)、備品購入費、工事請負費(改装、改修等)

※光熱水費、消耗品費、消費税、振込手数料、汎用品等は対象外

※3年以内に廃業等された場合には、補助金の一部を返還して頂くことがあります。

■補助金支給要件

- 事業計画書を提出いただき審査を行います。(専門家の指導を受けることができます。)
- 戸田市商工会の会員になること
- 当商工会地域内で3年以上営業すること(※年度ごとに事業報告が必要)

■申請受付期間

第1回受付〆切:令和8年5月1日(金)～7月31日(金)

第2回受付〆切:令和8年9月1日(火)～10月30日(金)

※第1回で予算に達した場合、第2回の募集はありません。

■手続きの流れ

- ①補助金申請書(指定様式)提出
- ②申請内容の審査
- ③補助金支給決定
- ④補助事業の実施
- ⑤実績報告書(指定様式)提出
- ⑥報告内容精査
- ⑦支給額確定・補助金支払い



申請様式は商工会HPよりダウンロード
または商工会事務局でお受け取り下さい。
<https://www.toda.or.jp>



申込み、問い合わせ先
戸田市商工会
戸田市上戸田1-21-23
TEL441-2617 FAX444-0935